

# 一 般 会 員 入 会 申 込 書

一般会員番号 (事務局記入)

--	--	--	--	--

一般社団法人 長崎県損害保険代理業協会 御中  
貴会の趣旨に賛同し入会いたします。

平成 年 月 日

(フリガナ) 氏 名		募集人コード番号 (コード No.をお持ちの方は記入)
	⑩ 生年月日 明・大・昭 年 月 日	
E-mail アドレス	PC用 ----- 携帯用	
(フリガナ) 代理店所在地	〒            -	
	TEL            (            )	FAX            (            )
(フリガナ) 代理店名 (法人の場合は法人名)		代 表 者 名
代理申請会社名	所属代協	支 部

長崎県代協

## 一 般 会 員 規 則

## (一般会員及びその資格)

- 第1条 ①一般会員の資格は正会員に勤務する役員又は使用人とする。
- ②研修期間中の研修社員は、卒業（又は退職）後、正会員に入会することを条件に一般会員となる事が出来る。
- ③一般会員は、保険業法第302条により届出がなされたものとする。

## (入会の方法)

- 第2条 一般会員に入会を希望する者は、所定の一般会員入会申込書を会長に提出し、かつ、常任理事会の承認を得なければならない。

## (会費)

- 第3条 ①一般会員は、年(4月から翌年3月)3,000円の会費を年払いにて納入する。
- ②中途加入者は、加入月が4月から9月は3,000円、10月から翌年3月は、1,500円の会費を納入する。

## (一般会員の権利義務)

- 第4条 一般会員は、表決権を除く全ての権利を有する。

## (戒告及び除名)

- 第5条 ①一般会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によりこれに戒告を与え、又は除名することができる。
- 一 本会の名誉又は信用をき損したとき。
  - 二 本会の目的に反し、又は秩序を乱す行為があったとき。
  - 三 一般会員としての義務の履行を怠ったとき。
- ②前項の規定により除名しようとするときは、その会員に総会において弁明の機会を与えなければならない。

## (権利の喪失)

- 第6条 一般会員が退会したときは、その理由のいかんを問わず、既納の会費及び拠出金の返還請求その他本会に対する一切の権利を失う。

## (制度の準用および改廃)

- 第7条 ①上記以外は正会員規約を準用する。
- ②本制度の改廃は、その都度常任理事会にて行う。

## (その他)

- 第8条 ①名簿は正会員以外に一般会員一覧表を作成する。